

# 旭東地域集約酪農振興計画及び 美作集約酪農地域拡大と酪農振興法の 一部改正について

H 生

## 旭東地域集約酪農計画及び美作集約酪農地域拡大

穀作農業経営の行きつまりを打開するため、県は、酪農振興に力を注いできた。昭和30年に美作集約酪農地域が最初に国の指定を受け（17市町村）、更に、昭和32年に備中集約酪農地域（4市17町村）が指定され、これ等地域の酪農振興計画を達成するため忍耐強い努力が続けられてきた。「ローマは一日にしてならず」のたとえのとおり酪農の道もけわしいが、明るく楽しい酪連建設という山頂を目ざして「ステップ、バイ、ステップ」に確実に登ってゆかねばならない。

美作集約酪農の地域指定当時の乳牛頭数は、僅かに6,884頭で、その産乳量は、12,000トン（63,212石）であったが、現在は1,300頭の乳牛頭数に、乳量も31,205トン（166,400石）に躍進し、酪農経営の基である自給飼料の増産、特に、高度集約牧野の達成についても漸次向上されてきている。

昭和33年度は、更に、西大寺市外13ヶ町村にまたがる旭東地域の集約酪農と美作集約酪農地域周辺の11ヶ町村の地域拡大指定の申請をしたが、この指定には種々問題も多く、なかなかの難産ではあったが、幸い3月16日、農林省告示第217号で集酪地域として指定されたことは、各市町村の熱意とその他関係者の一致団結した努力の賜とよるこぼしいことである。岡山県の集約酪農もこれで備前、備中、美作の広範囲にわたる3地域で指定され、3つの足場ができ、これ等地域をしっかりと結びつけ、安定性のある健全な酪農県に築きあげなければならない。そのために、頭数の増加、質の向上に、草地の造成改良利用を計画的に、しかも、積極的におし進め、飼料作物の既耕地への導入を行わねばならない。又酪農経営技術指導の体制を整え、更に生産者団体の共販体制による流通機構の改善、酪農附帯施設の整備等々、生産から流通、消費にいたる一連の総合的改善を推し進めて行かなければならない。

## 1. 旭東集約酪農振興計画

地域の範囲（1市13ヶ町村）

西大寺市、邑久郡牛窓町・邑久町・長船町、上道郡上道町、和気郡熊山町・和気町・吉永町・佐伯町・備前町、赤磐郡瀬戸町・山陽町・赤坂町・吉井町

この地域は総面積84,996haで、総農家数24,873戸、経営規模は県平均6反2畝と略同様に、地域の一部を除いては零細、小規模経営である。この地域を酪農によって発展させるため、現在の酪農率4.7%を15.5%に向上せしめ、農家の経営規模の拡大を図ることになっている。

この地域は(A)赤磐、和気両郡の水田、畑地帯と(B)畑を主とした瀬戸内海海岸・牛窓町(C)吉井川下流の水田地帯の市町に別けられる。この地域の増殖計画は乳牛頭数では計画時の1,775頭を完成年度の5ヶ年後に6,500頭（1戸当1.5頭を2頭）にその増加率は3.5倍に、又乳量は年3,094トン（16,500石）を、13.4トン（71,568石）、日量で8.5トン（45.2石）を、36.8トン（196.1石）に増加する計画で約4.5倍の増加である。この増加は現在飼われている乳牛による自然増4,600頭として県外よりの導入、1,500頭（毎年300頭）によって、この目標頭数を達成する。導入対象農家は、酪農条件のよいものを優先的に考える。

又、この地域には約1,300haの利用可能牧野面積があるが、各地区によって相当の違いがあるので、(A)地区和気、赤磐両郡 高度集約牧野1頭30a、(B)地区 牛窓では、畑地に飼料を取り入れると同時に牧草化、牧野1頭10a、(C)地区の水田を主とする邑久町、西大寺市等は水田の裏作に飼料作物を取り入れる外、草地は1頭5aを造成することになっている。

## 2. 美作集約酪農地域拡大計画

地域の範囲（11ヶ町村）

## 岡山畜産便り1959.04・05

英田郡栗倉村・西栗倉村・大原町・作東町・久米郡柵原町・久米南町・福渡町・旭町，真庭郡新庄村・美甘村

この地域の総土地面積は，71,795ha で，総戸数16,276戸，総農家数11,163戸であり，英田郡東栗倉村・西栗倉村・大原町，真庭郡美甘村，新庄村の5ヶ町村は，山林原野に富む典型的僻地山村で（標高400～500m），その他の町村も中国山脈の背梁の支脈により形成されている県の中部高原地区（所謂吉備高原）となっている。

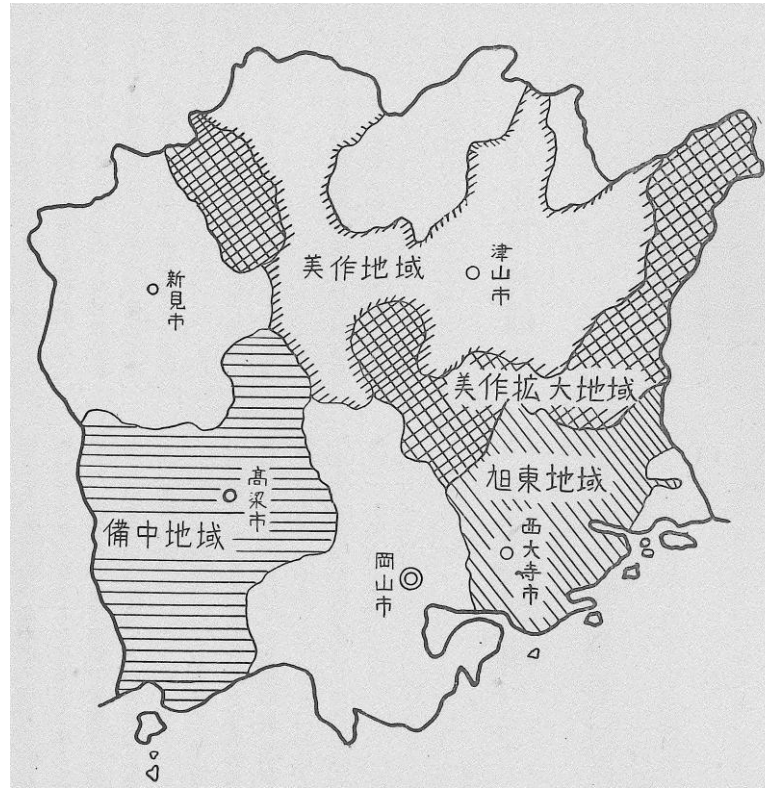
この地帯のホルスタイン種の増殖目標は，245頭を，3ヶ年計画で，1,300頭に，約3.5倍に，産乳量は，年間495.4トン（2,642石）を，2,348.6トン（12,526石）に，約4.7一の増をする考えである。又，ジャージー種の増殖目標は，完成年には，240頭（1戸当2頭）で，この産乳量は，345トン（1,840石）に増加させる。

この地域を大別すると(A)地区美甘地区，

耕地は殆んど水田（一毛作）で，その2割程度の畑地が山麓，農用林地に接続してひらけており，牧野，農用林の高度利用による酪農形態で，この地区の飼料の自給は，未開発の山林原野を高度集約牧野に改良し，草地の経済的活用に重点を置くか，水田裏作可能面積及び畑地等に飼料を取り入れる。(B)地区 作東地区  
この地域は美作集約酪農の影響を大きくうけ酪農がどんどん発展をみつつある地域で，自然条件はよく立地条件もよい，東西栗倉村は林業の依存度が高く，大原作東地区は山間田畑地帯である。この何れも農業生産が極めて低いので，従ってこの地域を林業と結んだ酪農，畑園地と結んだ酪農と改善してゆかねばならない。この地区も草地の利用と拡大と水田裏作，畑，果樹園等牧草を取り入れ自給飼料の向上を図る。(C)地区 福渡地区

北部は主水田，畑型で，いわゆる段階状の水田と山麓寄りに山畑があり，更にそれより高いところにすすむと，山頂は開け高台畑水田型となっている。畑が比較的多いが，しかしその生産性が低いため，畑の高度利用がはからなければならない。更に林地が比較的少ないため近時生産の停滞が著しい地区である。飼料の自給度の向上を図るには，水田裏作を十分に利用することと，畑に飼料を重点的に栽培して牛乳の生産費をより安くあげることに努めなければならない。

本県の集約酪農地域もこれで3地域が指定されたのだから酪農家も独立自営の精神で経営の改善に努力し，又団体，中心工場であるメーカーも健全なる酪農地域として育てるべく建設に一体となってとつこむ必要がある。



### 酪農振興法の一部改正

#### (1) 改正の理由

昭和29年に酪農振興法が定められてから5ヶ年の年齒が過ぎ，昭和33年度までにこの法律に基いて全国で81の集約酪農地域が指定された。岡山県でも美作，備中に続き旭東と3地域指定が指定されたが，集約酪農地域指定の結果，今日まで本県の酪農が飛躍的普及発達をみたことは否めない事実である。

酪農政策の基本法であったこの法律も，その後酪農をめぐる諸条件にもかなりな変化がみられ，現状では酪農経営の合理化とその安定だけでなく，生産，流通，消費の各段階のバランスをとりつつ健全に発展させてゆかなければならなくなったのでこの改正となった。

#### (2) 改正の要旨について

(イ) 振興法の目的を急速な普及発達から，集約酪農地域制度の外，酪農経営の改善を図り，生乳等の公正取引を一段と確保するように牛乳，乳製品の生産，

## 岡山畜産便り1959.04・05

流通、消費の各段階のバランスをとりつつ健全に発展させてゆく点を明かにした。

(ロ) 指定地域における酪農事業施設に対する届出、勧告

(ハ) 従来の集約酪農地域での酪農振興計画は、地域の酪農を発展さしてゆく基礎条件の整備計画であって、農家の経営を改善さす点について十分でなかったため、集酪地域内、地域外にわたり酪農経営の改善をかる制度が設けられることになった。(①計画の作成及び指導、②酪農経営の改善計画において定める事項③草地改良事業実施等となっている)

(ニ) 生乳等の取引契約

牛乳取引の公正化を確保するため、契約内容中、重要事項は約定させることとなり(生乳等取引契約において売買価格等を明確に約定させる措置及び組合等が当事者となる生乳取引契約、団体協約の締約又は変更について交渉の勧告を行うことにした。)又取引紛争の処理を強力に行うため、知事が自ら行うことにし、更に、農林大臣において処理できる道を開いた。このため諮問機関として農林省に中央生乳取引調停審議会を、都道府県にも生乳取引調停審議会を設けることとした。

(ホ) 牛乳及び乳製品の消費の増進に関する国の措置等

牛乳乳製品の学校給食、集団消費その他の消費に関する奨励的措置を国が積極的に講ずることとした。

(ヘ) 牛乳、乳製品の需給に不均衡を生じ憂慮すべき場合は、国が乳製品の保管計画を作り、乳製品の計画的保管を行うことにした。

(ト) 酪農振興計画、酪農経営改善計画、牛乳及び乳製品の消費増進措置、並びに乳製品の計画的保管措置に必要な実施経費を補助するものとし、又酪農振興計画及び酪農経営改善計画の実施に必要な資金の融通あつ旋等の奨励措置を講ずることに努力することにした。

行政庁の調査権の拡大、報告、徴収と立入検査をさせることができることとなった。

酪農審議会の構成の整備、酪農審議会の運営を適切にするため、その構成を整備して、酪農政策の重要事項を十分に審議できる体制をととのえることにした。

牛乳、乳製品の生産集荷、保管等に関係ある者を委員とすることができることを明かにした。

以上が今回の改正のあらましであるが、要は『生乳取引の公正と牛乳乳製品の消費拡大』並びに『酪農の健全な発達』が大きい糸となっており、旧法より生産農民の利益を具現された点が打ち出されているといえる。